

主な内容

- 2 中小企業・小規模企業振興条例が施行
経営発達支援計画について
- 3 平成27年度補正・28年度当初予算による
小規模事業者等支援施策
中小企業庁長官 小さな企業交流キャラバン
- 4 地方公共団体連携型広域展示販売・商談会事業
- 5 持続化補助金活用事例（ドッグスペース クラウド）
ネットde記帳はとても便利
- 6 青年部・女性部だより
土井小百合の「季節のおかず」
- 7 島根県 最低賃金改定
労働契約法 無期転換ルール
- 8 石見事務所だより
- 9 珠算検定 合格おめでとう

平成28年

3

商工連しまね

No.313

発行/島根県商工会連合会
松江市母衣町55番地4
TEL 0852-21-0651
石見事務所
TEL 0855-22-3590
URL <http://shoko-shimane.or.jp>
E-mail shokolen@shoko-shimane.or.jp
印刷：株式会社クリアプラス

鳥根県中小企業・小規模企業振興条例が施行

鳥根県議会で全会一致で可決された県中小企業・小規模条例が12月1日から施行されています。

条例制定の意義

小規模企業振興法が制定され、第3条の基本理念には、小規模企業の振興は、その事業の持続的な発展が図られることを旨として行わなければならないと規定されました。

また第7条には、地方公共団体においても小規模事業の振興に関する施策を策定・実施する責務が明記され、第9条において国・地方公共団体等は、小規模企業の振興に関する施策がまねく全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないことが規定されています。

国は、認定経営発達支援計画に基づく経営発達支援事業の実施にかかる補助を実施しておりますが、小規模企業振興基本法にのっとり、国と連携して取り組むことより、商工会が行う小規模事業者支援の一層の強化を

図ることが重要とあります。

以上のことから、鳥根県において小規模企業政策の一層の推進を図る条例が制定され、かつ小規模企業振興を明確に位置づけられた意義は極めて大きいものであります。

各自治体の条例制定に向けて

地域の活性化のためには、小

規模事業者が多くを占める商工会地区においても条例の制定は極めて重要です。小規模企業対策の一層の推進を図るため、「小規模事業者の持続的発展」や「小規模企業政策に関する基本計画等の策定」を盛り込んだ条例が、各自治体で早期に制定されますことを切望します。

条例の内容

目的 第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興について基本理念を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業に関する施策を総合的に推進し、もって、本県経済の発展及び雇用の場の創出を図り、県民生活の向上に寄与することを目的とする。

定義 第2条 中小企業・小規模企業者の定義（以下省略）

基本理念 第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を県、中小企業者、小規模企業者、市町村、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等、教育機関、大学等、大企業及び県民が共有する基本理念として行わなければならない。（以下省略）

県の責務 第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

中小企業者・小規模事業者等の努力 第5条 中小企業者は、基本理念に基づき、経済的社会的環境の変化に対応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。（第6条から10条まで省略）

基本方針 第11条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。
基本計画の策定 第12条 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業・小規模企業の振興に関する計画を策定し、公表するものとする。

（第13条から18条まで省略）

経営発達支援計画を国が認定

経営発達支援計画とは

小規模事業者の厳しい経営環境を背景に、小規模事業者がその地域で経営を持続的に行うためのビジネスモデルの再構築を全面的にサポートする体制を整備し、また地域ぐるみで小規模事業者を面的に支援する体制を構築するため、商工会等の支援に関する法律が平成26年6月に成立しました。

この法律により商工会は、経営改善普及事業の中に新たに規定し、事業の一環として経営発達支援事業を実施し、経営戦略に踏み込んだ支援を実施することになりました。

これにより商工会は管内の小規模事業者を支援するために策定する経営発達支援計画を立て、国がその計画について認定するスキームを新設しました。

経営発達計画の内容は

商工会が小規模事業者の事業の持続的発展に資するものとして、以下の各項目を計画的に行うものです。

①小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の内容、保有する技術又はノウハウ、従業

員等の経営資源の内容、財務その他の経営状況の分析

②経営状況の分析結果に基づき、需要を見据えた事業計画を策定するための指導・助言、当該事業計画に従って行われる事業の実施に関し、必要な伴走型の指導・助言

③小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の需要動向及び各種調査を活用した地域動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供

④マスメディア、各種広報、商談会、展示会、即売会等の開催又は参加、ホームページ、ソーシャルメディア等のITの活用等、需要開拓に寄与する事業

全商工会の認定と実行支援

鳥根県の各商工会では、国の認定を受けるべく、又は認定を受けた商工会は実行支援を各所行っています。



計画策定の検討をする飯南町商工会

平成27年度補正・ 28年度当初予算による 小規模事業者等支援施策

①小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が商工会と一体となつて実施する、経営計画に基づく地道な販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン改善、新商品開発等）の取組みに対して2/3の補助をします。

尚、販路開拓と合わせて行う業務効率化（生産性向上等）の取組みも補助対象事業となりました。詳細は、商工会にお問い合わせをお願いいたします。

○対象者 小規模事業者
○補助上限 50万円
但し、次の場合は

○補助上限100万円

・雇用増させる取組み

・買い物弱者対策の取組み

・海外展開の取組み

○補助上限100万円

500万円

（連携する事業者数による）

※複数の小規模事業者が連携して取組む共同事業

○公募期間

平成28年2月26日（

5月13日

②消費税軽減税率対策事業

小売事業者等に対する複数税率対応のレジの導入等の支援や電子的に受発注を行うシステム改修等に2/3（※3万円未満のレジ購入の場合は3/4）を補助します。

【小売段階】

（複数税率対応レジ導入等）

○補助上限額 20万円

（1台あたり）

【流通段階】

（受発注システムの改修等）

○補助上限額 1千万円

（小売事業者）

○補助上限額 150万円

（卸売事業者等）

③中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業

設備ごとの省エネ効果等で簡易に申請が行える制度を創設し、高効率な省エネ設備への更新に対して1/3を支援。

○対象設備（工事費は対象外）

・高効率空調

・産業ヒートポンプ

・低炭素工業炉

・高性能ボイラー

・高効率照明

・業務用給湯器

・工場用FEMSほか

④ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金

試作品やサービスの開発、生産工程の改善のための設備投資等を支援します。

（補助率2/3）

【一般型】

（機械設備の取得費用など）

○補助上限額 1千万円

共同事業 5千万円

（1事業者あたり 1千万円）

【小規模型】

（設備投資を伴わない小規模な取組）

○補助上限額 500万円

【高度生産性向上】

（投資利益率5%以上の取組）

○補助上限額 3千万円

【応募期間】

平成28年2月5日～4月13日

⑤創業・第二創業促進補助金

創業費用の2/3を補助します。

○補助上限額…200万円

事業承継を契機として既存事業を廃業し、業態変換する際（第二創業）にかかる費用の2/3を補助します。（廃業コストを含む）

○補助上限額…1千万円

⑥地域・まちなか商業活性化支援事業

コンパクトシティ化に取り組

『ちいさな企業 交流キャラバン』開催

平成27年12月22日（火）、雲南市役所において、豊永厚志中

小企業庁長官・畑野浩朗中国経済産業局長ご出席のもと、『ち

いさな企業交流キャラバン』が

開催されました。

この交流キャラバンは国内の8ブロックごとに開かれるもので、今回、中国ブロックが全国に先駆けて開催されました。

豊永長官と雲南地区の10名の中

小企業経営者、そして県・市の担当者間で「商品を都会に売り込む際に支障となる物流コスト対策」、「地域で優秀な人材を育成する支援や女性が活躍できる環境づくり」、「高齢者の積極的雇用による地域ブランドの食品生産支援」等について意見交換がされました。

またオプザーバーとして、雲南市商工会、島根県商工会連合会等の経済団体、日本政策金融公庫等の金融機関からの参加もあり、それぞれの立場での意見が述べられました。



島根県産品の 東京多摩地域販路開拓事業

当事業は、国の補助事業を活用し、県や商工会等支援機関と連携し、県内食品製造業の東京多摩地域での販路開拓を行う事業です。

①知識・ノウハウ習得のため のセミナー開催

平成27年7月13～14日に、当事業の説明会とあわせ、西部地区（いわみぶらっと・参加27名）、東部地区（朱鷺会館・参加40名）において、「商品改良セミナー」、「味覚分析セミナー」を開催し、当事業で行う商品改良と分析結果の活用ポイントを理解と募集推進を図りました。

②食品表示審査

食品表示の制度改定が頻繁に行われている中で、販路拡大の前提となる法令を遵守した食品表示を本事業で支援しました。平成27年4月1日以前（旧基準）、以後（新基準）に分け、

合計で10社14品の表示審査を行い表示の適正化を行いました。

③消費者モニター調査

消費者モニター調査によるエンドユーザーの嗜好とモニター商品の評価を探り、その商品の実力と商品改良のヒントを探るため、合計で20社、31品実施し、結果を各社へフィードバックし、各商品のユーザー評価の理解を促進しました。

④商品ブラッシュアップ

主に③のモニター調査の結果を基に食品の専門家を招き、個別相談会を開催し、エンドユーザーの存在を意識した商品改良・開発の支援を行いました。

（1）平成27年10月2日、東部地区（朱鷺会館・参加者10名）、（2）平成27年11月26日、西部地区（いわみぶらっと・参加者3名）（3）平成27年11月27日、東部地区（朱鷺会館・参加者7

名）。

⑤味覚分析による商品ポジ ショニング

食品の消費者訴求において注目されている「味覚分析」により、競合品の差異を明確にし、自社商品の特徴付けを行い、定量的な評価を交えた説得力のある表現として商品PRや商談に役立てていくために、合計で32社50品を実施しました。

※味覚分析とは食品を基本的な味覚（旨味、苦味、塩味、酸味、甘味、渋味）を数値化し客観的に表現することが可能な新しい分析、評価技術。

⑥島根の味覚エビデンスブック （バイヤー向けPR用冊子）



商談会のバイヤー募集のため、上記⑤の味覚分析実施企業を対象に、味覚分析データとあわせ、「島根らしさ」や「商品の個性」を表現できるよう、企

業・商品情報と産地情報を結び付けて、参加企業および商品を一体的にPRする冊子を制作しました。

⑦テストマーケティング

商品の完成度を測り最終的な商品改良点を把握すると同時に、各商品の効果的な「売り方・見せ方」を把握し、販路開拓の可能性を最大限に引き出すため、テストマーケティングを、合計で13社、23品目、実施しました。終了後に、結果を店頭販売時の表示チェック、売り場レポート（店頭陳列、お客様の声、販売状況等）を参加事業者へフィードバックし、今後の店頭の販売戦略のヒントを提供しました。

⑧商談会の開催

平成28年1月14日に、立川グランドホテル（東京都立川市）において、「島根県産品商談会」を開催しました。参加企業は30社、バイヤー数58名。

商談結果は、商談数118件のなかで商談成立・取引有望31件、商談継続37件と、非常に大きな成果に結びつきました。





持続化補助金活用事例 室内ドッグランとペットの自然療法クリニック併設による顧客開拓

ドッグスペース クラウド（宍道町）



山陰自動車道 宍道インター降りてすぐ、9号線に近い非常に分かりやすい場所に今回お邪魔しましたドッグスペースクラウドさんがあります。かわいいワンちゃんたちに出迎えられ、オーナーの酒井さんにお話を伺いました。

○**補助金を知るまでの店舗の様子** 平成25年の開業以来、1Fをペットホテル、トリミングで使用。時折知り合いの往診専門である獣医師（今回の共同事業者：ミモザアニマルクリニック 丹羽由紀氏）に、往診を望まないお客様用の診療スペースとしても使用して頂いていました。

○**補助金を申請するまで** 2Fもドッグスペースとして有効活用したいとずっと考えていました。さらに診療スペースもあれば顧客の幅も広がります。でも改装には費用がかかる。そんな時に商工会より送られてくる手紙で持続化補助金の存在を知り、申請の締切も迫っていましたが、ふんざりがつき申請しました。室内のドッグランと自然療法クリニックを始めるため2Fを改装するという事業内容です。

○**書類作成にあたり苦労はあったか** 商工会の経営指導員にアドバイスをもらって勢いで仕上げました。共に作り上げてくれるので一人でがんばっている感じではなく、一緒にやりました！という感じです。共同事業で申請というのも県内では例を見ないらしいですが作業は特に大変というわけでもありませんでした。

○**改装後のお客様の反応は？** ホテルでお預かりしたワンちゃんが天候に左右されず運動できるスペースが確保できたのでお客様に喜んで頂いています。また、診療所を併設したことにより獣医師による健康チェックなども行うことが可能となったので「安心して預けることができる」というお声を多数頂戴しています。



開放的な空間（ドッグラン）と診療スペースを2Fに増設できました（写真 上）
愛犬にブラッシングする酒井オーナー（右）

「経営計画書・補助金申請書類の作成は一時のこと。せっかくの補助金を活用できるチャンスは皆さんにあるのだから是非相談されることをおすすめします。」と、酒井オーナーはおっしゃっていました。持続化補助金についてのお問合せは最寄りの各商工会へ!!

Dogspace Cloud (ドッグスペースクラウド)

松江市宍道町佐々布2270-2

0852-66-3673 (完全予約制)

ネットde記帳はとても便利

石炭商工会会員

「お魚のなかだ」

利用事業所紹介

店内にはいつも新鮮なお魚や手作りのお惣菜がびっしりと並び、地元の人達に愛されている『お魚のなかだ』さんは、平成24年に現在の場所に店舗を移転しました。

元々は違う会計ソフトを使って記帳をしていたものの、貸借対照表がうまくできていませんでした。それに気付いた商工会の職員の勧めで導入したのがネットde記帳です。パソコンがあまり得意ではなかった仲田さんも、すぐに操作に慣れたそうです。

入力こそ自身でしないといけません、データを管理してもらっているのでもいつでも内容をチェックしてもらえ、間違った仕訳などがあればすぐに指摘してもらえ、ことや、わからないところもいつでも質問できるという安心感が大きいと話してくださいました。その分、手抜きが出来ないけどねと笑いが起こる場面もありましたが、言い換え



お魚のなかだ

〒697-0006 島根県浜田市下府町1564

TEL/FAX 0855-25-5065



れば正確な記帳ができるということなので、とても便利で助かっているとのこと。中でも、商品のアイテムごとの売り上げや、店頭販売分の売り上げと宅配分の売り上げを分けて計上できる機能が特に気に入っているとおっしゃっていました。

女性部だより



全国商工会会員福祉共済「生命」保障 『女性部推進キャンペーン』 (目標300口) 達成!

県商工会女性部連合会では、昨年3月から加入推進を行なってまいりましたが、各商工会女性部員の皆様のご協力により目標を達成いたしました。去る1月13日開催の役員会において、全国連合会サービス部よりのお礼状を伝達いただきました。また、ジブラルタ生命保険(株)本社スーパーバイザー 池内剛氏より、達成報奨金の目録贈呈を受けました。



役員全員で記念撮影しました

青年部だより



島根県商工会青年部連合会親睦会の開催

この親睦会事業は昨年度から実施しており、青年部員が各単会および各ブロック単位を超えての交流を図る機会が少ないことから、この事業を通じて県内青年部員がより一層の親睦を深めることを目的としています。

今年度は12月5日(土)、松江センターボウルにてボウリング大会を行い、その後松江駅前四季庵に移動して懇親会を行いました。

約35名の青年部員が参加し、普段顔を会わせる機会がない部員同士の交流を深め、情報交換など行いました。

またボウリング大会の成績優秀者約20名には、賞品として県内特産品などを贈呈しました。



ボウリング大会で親睦を深める青年部員

土井 小百合の
季節のおかず

春に向けて免疫力アップ
葱とブロッコリーの
クリーム煮



材料(4人分)

葱	4本
ブロッコリー	80g
ハム	4枚
コンソメ	1個
生クリーム	100cc
水	2カップ
塩・こしょう	少々

作り方

- ①葱は長さ6〜7cmに切る。
- ②ブロッコリーは小房に分ける。
- ③ハムは1cm角に切る。
- ④鍋に水、コンソメ、葱、塩、こしょうを入れ中火にかける。煮立ったら弱火にして蓋をして10分煮る。フタを取り水がなくなるまで煮る。
- ⑤生クリーム、ハム、ブロッコリーを入れ煮る。



レシピ提供：地域資源コーディネーター 土井 小百合
(料理研究家・タニタ食堂レシピ監修・NHKテレビ出演など県内外でレシピ開発・商品開発・飲食店アドバイスなど食に関する仕事をする。)

昔から風邪の時に頼りたいネギ。白い部分は疲労回復効果のアリシンが含まれ、青い部分はβカロテン・葉酸・ビタミンKなど含まれて免疫力アップが期待できます。ブロッコリーもビタミンA、C、Eとたくさんの栄養素が含まれ、皮膚の粘膜などを守りこれから強くなる紫外線予防もできます。

島根県最低賃金改定のお知らせ

島根県内の事業場で働くみなさんの最低賃金が改定されました。

件 名	時間額	効力発生日	特定（産業別）最低賃金の適用が除外され島根県最低賃金が適用される労働者
島根県最低賃金	696円	27.10. 4	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 次の業務に主として従事する者 ①清掃、片付け又は整理の業務 ②選別、検数、結束又は包装の業務 ③運転停止中の機械、器具その他設備の掃除の業務 ④手作業による運搬の業務 ※電気機械器具等製造業については、次の業務に主として従事する者も含まれる ⑤部分品の組立て又は加工の業務の内、手工具若しくは小型動力機による組線、取付け若しくはかしめの業務又は熱処理を伴わない、刃物若しくはへらによるはんだ付け部の修正及び掃除を行う軽易な業務
特定（産業別）最低賃金件名	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	813円	27.11.26
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	798円	27.12.16
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	735円	27.12.16
	自動車・同附属品製造業	791円	27.12.18
	百貨店、総合スーパー	729円	27.12. 6
	自動車（新車）小売業	768円	27.12. 2

注意 1. 最低賃金は、常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。

2. 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金から除外されます。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金
- ④精勤手当・皆勤手当
- ⑤通勤手当
- ⑥家族手当

※詳しくは、**島根労働局賃金室**（Tel 0852-31-1158）又は最寄りの**各労働基準監督署**にお問い合わせください。

ご存知ですか？「無期転換ルール」 ～準備を始めましょう、就業規則の見直しや規定の整備～

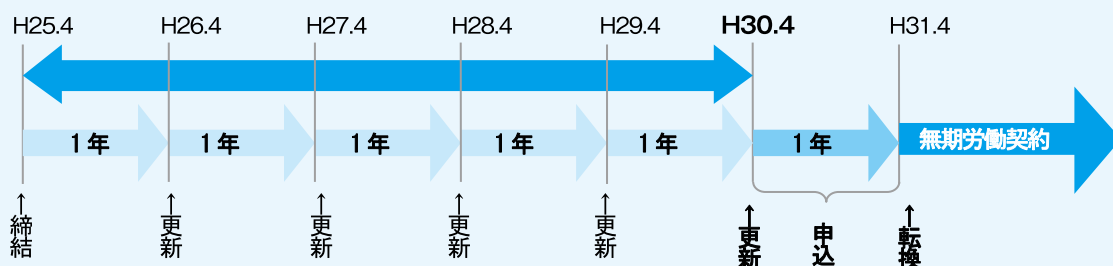
●無期転換ルールとは

無期転換ルールとは、「有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルール」です。（労働契約法第18条）

事業主の皆様におかれましては、円滑な無期転換のために、有期契約労働者の活用実態を把握したうえで、活用方針を明確化し無期転換ルールへの対応の方向性を検討しましょう。

★詳しくは、厚生労働省HP「有期契約労働者の円滑な無期転換のために」をご覧ください。

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能です。



三江線の存続に向けて

三江線廃止の報道を受け、沿線商工会では存続活動がなされています。今回、川本町商工会から記事の提供を受けました。

●三江線の沿革

JR三江線は、広島県三次市と島根県江津市を結ぶ鉄道として大正15年9月に着工されました。一級河川江の川流域に沿って運行される三江線は、江の川の四季折々の景色を眺望させてくれます。

大正15年に石見江津から着工された三江北線は、昭和9年に石見川本駅迄まで開通し、昭和12年石見浜原駅迄の50・1kmが開通しました。

その後、石見浜原駅以遠、芸備線三次に至る建設工事は、戦争等の時局の悪化に伴い一時中止と成りましたが、昭和11年に広島県の三次市側からの工事が再開着工され昭和50年8月に三江南線が完成して石見江津駅迄の陰陽を結ぶ三江線(108・1km)が50年間かかって全線開通しました。この間多くの先人達の夢と希望と努力を持って開通

し、現在までの間、沿線市町の産業・経済・文化の発展に大きく貢献して来ました。



H25.8.24
豪雨災害で因原鉄橋落下

●三江線の豪雨災害復興

そうした中、今迄昭和47年と平成18年、そして、平成25年8月24日の豪雨災害は三江線の因原鉄橋が落下した事故を始めとして沿線に甚大な災害をもたらしました。その後JR西日本と島根県で10億円にも及ぶ復興費、そして沿線の市町のご尽力により平成26年7月にJR西日本を始めとする関係諸団体や沿線住民の熱い祝福と喜びの下、見事運行再開されました。



H26.7.19
運行再開祝賀式

●三江線廃止方針の報道

この様に関係諸団体と沿線住民の祝福と喜びの下に運行再開された三江線が、一年経過した昨年10月16日に『三江線全線廃止の方針をJR西日本が固め

た』との新聞報道が発表され、沿線市町の関係者は驚きと不安を持ち、沿線の川本町・美郷町・邑南町・江津市桜江町の4市町商工会では4,506人もの廃止反対署名を集め三江線改良利用促進期成同盟会会長に存続要望を提出しました。

●廃線で困る人・困る事

昭和40年代から50年代に掛けての三江線沿線の市町では、駅を中心に活性化し駅が町の玄関口として、また地域に無くてはならないターミナル施設として定着し栄えてきました。

もし廃線になれば、小中高校生の通学や、町民皆さんの買物と通院利用者の交通手段として大変困る状態が発生し、経済的にも大きな打撃を受ける事と成ります。

●三江線はなぜ存続か

バスによる代替案ではなく、住民利用者にとって『定時性』に優れている面で鉄道に勝る交通手段は有りません。

限られた時間の中で、三江線を地域資源と位置づけJR西日本や町・県・国に対して、商工会連合会組織を始め、行政や沿線商工会と連帯して存続を求めて行きたいと考えています。

新しく事業を始められる方や中小企業・小規模事業者をはじめとするみなさまの夢の実現、お手伝い。

日本政策金融公庫は、中小企業・小規模事業者をはじめとするみなさまのための政策金融機関です。

新たに事業を始められる方へ

新規開業ローン

中小企業・小規模事業者のみなさまへ

国の事業ローン

お子さまが入学・在学される方へ

国の教育ローン

お問い合わせは

JFC 日本政策金融公庫

松江支店 国民生活事業 Tel 0852-23-2651
浜田支店 国民生活事業 Tel 0855-22-2835

日本公庫

検索

珠算検定合格おめでとう

第180回商工会珠算検定試験が2月21日(日)に全国一斉に実施され、島根県では66名が受験し、45名が合格しました。そのうち満点合格者は8名です。3級までの合格者は次の通りです。

3級合格者

才木 志野さん(奥出雲町)
福田 光さん(奥出雲町)

2級合格者

泉妻 胡桃さん(吉賀町)

1級合格者

該当なし

社員の皆様の福利厚生をサポートします！

(一財)島根県東部勤労者共済会
〒690-0886 松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル2階
TEL:0852-28-6555 FAX:0852-28-6575
WEB: <http://www.joymate.or.jp/>



(一財)島根県西部勤労者共済会
〒697-0026 島根県浜田市田町1711 みのりやビル2階
TEL:0855-23-5365 FAX:0855-23-5389
WEB: <http://www.sw-kyosai.or.jp/>



小さな負担・大きな安心
県共済の火災共済

火災事故のほか落雷、破裂爆発、風災、雪災の自然災害も担保します。

お申し込み、ご相談は 県下各商工会へ
島根県火災共済協同組合
☎0852(21)0249



お引越しが決まったら、電気のご契約の手続きをお早めに！！

便利な
お引越し受付
サービス

インターネットによる
お申し込み



24時間 お申し込み可能
お申し込みはこちらから・・・

中国電力引越

検索

※ お申し込みにあたっての条件がございますので、本サービスサイトにてご確認ください。
スマートフォン専用画面からもお申し込みいただけます。ぜひご利用ください。

フリー
ダイヤル

お電話による
お申し込み



受付時間 9:00~20:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

- 隠岐営業所区域... ☎ 0120-313-608
- 松江営業所区域... ☎ 0120-833-103
- 出雲営業所区域... ☎ 0120-311-950
- 浜田営業所区域... ☎ 0120-312-802
- 益田営業所区域... ☎ 0120-314-228

最寄りの営業所区域の「お問い合わせフリーダイヤル」にお電話ください。カスタマーセンターの担当者が承ります。

中国電力株式会社 島根支社

CreAplus inc.

株式会社 クリアプラス

本社 〒690-0048 松江市西嫁島一丁目5番17号 TEL 0852-21-3476 FAX 0852-21-3866
斐川工場(出雲営業所) 〒699-0555 出雲市斐川町坂田564 坂田工業団地 TEL 0852-21-3849 FAX 0853-63-3855
会館事務所 〒690-0887 松江市殿町19-1 島根 J A ビル内 TEL 0852-21-3865 FAX 0852-24-1315
浜田営業所 〒697-0034 浜田市相生町3889 TEL 0852-21-3890 FAX 0855-24-8223



農業の明日をつくる メインバンク

農商工連携に取り組み、6次産業化を目指します。

恋しまね 愛しまね

JAしまね

安心の大型補償 & お得な集団団体割引

安心
お得



- ・人身傷害共済でガッチリガード
- ・対人賠償共済・対物賠償共済
共済金額「無制限」

- ・集団団体割引（商工会会員限定※）

※島根県下 各商工会の会員のお車のほか役員・従業員
（同居の親族を含みます。）が所有されるお車に適用



西日本自動車共済協同組合

島根県支部：松江市西津田 5-1-7 TEL0852-26-5270

本部：福岡市博多区東比恵 2-15-25 TEL092-441-5901

承認番号 NJ720.1503.0155.160331-1505(1)9200 部

その経営に 勝ち星を。

事業資金の借入れは、できるだけ好条件で。

返済計画は、無理のないペースで。

そんなご要望に島根県信用保証協会がお応えします。

私たちは公的な中小企業支援機関。御社の信用力向上に貢献します。

返済はご状況に合わせて負担の少ないプランをご提案。

まずは御社のご希望をお聞かせください。

きっと、お役に立てると思います。

資金繰りのご相談は **ホシヨキヨ** **検索**



島根県信用保証協会

融資・保証制度のご案内 | 返済計画のご提案 |

借りは返す。
計画的に。

私たちは、
ジブラルタ生命です。

保険に、愛という本質を。

この先もずっと、
保険に、愛という本質を。

使命だと思ふから。
人を通じて皆さまにご提供し続けるのが

出口までのフルサービスで、
保険金をお届けするという

それは、ご契約という入口から。
私たちは、そのすべてに

持てる限りの力を尽くしていきたい。
そして、万が一の時は

本人とご家族のことを考える。
時にはお客さま以上に、

一生懸命に聞く。
お客さまの声はつねに余すことなく、

人への愛だと信じています。
だからこそ、保険をより良くするのは

私たちがジブラルタ生命は、
だれよりも、心からそう考えています。

愛という本質を。

保険に、

愛という本質を。

【企業メッセージ動画
の続編ができました!】

企業メッセージ動画「父の想い篇」の続編「父の手紙篇」ができました。
生命保険の意義や当社の企業理念を動画で表現しています。

ジブラルタ生命 動画

検索

ジブラルタ生命保険株式会社



Gibraltar
ジブラルタ生命

ミナ ジ ブロック

【コールセンター】0120-37-2269 【ジブラルタ生命ホームページ】<http://www.gib-life.co.jp/>

【受付時間】平日 8:30~20:00 土曜 9:00~17:00（日曜・祝日・12/31~1/3を除く）携帯電話・PHSからご利用いただけます。通話料無料。